

 川崎市公報	毎月2回10日・25日発行 発行所 川崎市役所 印刷所 ㈱ 東 洋
	購 読 料 (前納) 1 年 10,800 円 1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (第1号)	5
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例 (第2号)	6
◇川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例 (第3号)	6
◇川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例 (第4号)	6
◇川崎市暴力団排除条例 (第5号)	7
◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例 (第6号)	8
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例 (第7号)	8
◇川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例の一部を改正する条例 (第8号)	11
◇川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (第9号)	11
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第10号)	12
◇川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (第11号)	12
◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (第12号)	13
◇川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例 (第13号)	13

◇川崎市身体障害者福祉会館条例及び川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例 (第14号)	13
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第15号)	13
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例 (第16号)	18
◇川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 (第17号)	21
◇川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例 (第18号)	21
◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例 (第19号)	21
◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (第20号)	22
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 (第21号)	22
◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例 (第22号)	23
◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例 (第23号)	23
◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 (第24号)	24
◇川崎市市民館条例及び川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例 (第25号)	24
◇川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例 (第26号)	24
◇川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例 (第27号)	24
◇川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例 (第28号)	25
規 則	
◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則 (第6号)	26
◇川崎市岡本太郎美術館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則 (第7号)	26
◇川崎市市民プラザ条例の施行期日を定	

びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第25条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第10号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「事業者は」を「何人も」に改め、同条第2項中「事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者」を「前項ただし書の燃焼行為を行う者」に改め、同条第3項中「事業者」を「者」に改める。

第127条の4第1項中「5,000平方メートルを超える」を「2,000平方メートル以上の」に改める。

第127条の8第1項中「5,000平方メートル以下」を「2,000平方メートル未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第127条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、なお従前の例による。

3 施行日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物（床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のものに限る。）に係る新条例第127条の4第1項の規定の適用については、同項の規定中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

の一部を改正する条例（平成24年川崎市条例第10号）の施行の日以後速やかに」とする。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第11号

川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

川崎市障害者施策推進協議会条例（昭和46年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市障害者施策審議会条例

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に、「川崎市障害者施策推進協議会」を「川崎市障害者施策審議会」に、「協議会」を「審議会」に、「運営その他」を「及び運営に関し」に改める。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

第2条第1号中「関すること」を「関し意見を述べること」に改め、同条第3号中「に關すること」を「を調査審議すること」に改め、同条第4号とし、同条第2号中「に關すること」を「を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」に改め、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。

第3条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

第5条から第9条までの規定中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市障害者施策推進協議会の委員である者の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。